

## 議案第5号

### 愛西市手数料条例の一部改正について

愛西市手数料条例（平成17年愛西市条例第58号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成26年2月26日提出

愛西市長 日 永 貴 章

### 提案理由

この案を提出するのは、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴い、改正する必要があるからである。

愛西市条例第5号

愛西市手数料条例の一部を改正する条例

愛西市手数料条例（平成17年愛西市条例第58号）の一部を次のように改正する。

別表第1中 「 91,000円 」 を 「 92,000円 」 に、

「

820,000円
990,000円
1,100,000円
1,400,000円
1,640,000円
3,850,000円
5,090,000円

」 を 「

830,000円
1,010,000円
1,120,000円
1,420,000円
1,660,000円
3,880,000円
5,100,000円

」 に、

「

1,120,000円
1,330,000円
1,480,000円

」 を 「

1,130,000円
1,340,000円
1,500,000円

」 に、

「

2,120,000円
4,330,000円

」 を 「

2,140,000円
4,350,000円

」 に、

「 950,000円 」 を 「 990,000円 」 に、

1, 650, 000円	を	1, 720, 000円	に、
3, 180, 000円		3, 320, 000円	
3, 890, 000円		4, 060, 000円	
4, 450, 000円		4, 650, 000円	

410, 000円	を	430, 000円	に改める。
720, 000円		720, 000円	
920, 000円		960, 000円	
1, 160, 000円		1, 210, 000円	
2, 830, 000円		2, 950, 000円	
3, 470, 000円		3, 620, 000円	
4, 000, 000円		4, 170, 000円	

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。